



第 15 回 I L O アジア太平洋地域会議

京都・2011 年 12 月 4～7 日

第 15 回アジア太平洋・アラブ地域会議に、労働者側グループより提出された

フィジーにおける労働組合の状況に関する決議

2006 年、軍によって任命されたフィジー政府が労働組合指導者を投獄し、複数の行政命令を発することで総体として I L O 第 87 号及び第 98 号条約によって保障されている国際労働基本権をフィジーの労働者から剥奪してきたことに留意し、

2009 年の公共非常事態規則によって、政府が認可しない限り、組合が集会を開くことを違法化すると共に集会許可が与えられていない、あるいは直前に取り消されることを想起し、

さらにまた、当該規則は警察による労働組合集会の解散を許しており、今年に入ってから数回それが実行されており、また、軍はフィジーの労働組合上級役員に深刻な暴行・嫌がらせを何度も行い、時に重傷を負わせていることを想起し、

フィジー労働組合会議（F T U C）の全国書記長が国際労働総会、国際労働組合総連合アジア太平洋地域組織（I T U C－A P）執行委員会に出席し、演説することを政府が阻止し、現在は全国書記長が 2011 年 12 月 4 日から 7 日まで京都で開かれている第 15 回アジア太平洋地域会議に出席するのを妨げる出国禁止を課していることを考慮し、

2009 年以降、政府は数度にわたって官民両部門の労働組合及び労働者の権利を激しく切り下げる複数の命令を発し、過去、現在、そして将来にわたる侵害に対する司法による見直しと救済手段への道を閉ざし、法律そのものの正当性を問う権利を許していないことに鑑み、

これらのことが労働組合との何らの協議もなく行われたことに留意し、

政府が発した不可欠国家産業令は、重要法人（金融、電気通信、民間航空、全ての外資系銀行と公益事業部門を含む）における組合登録を取り消し、全ての労働組合に同法に基づく再登録を求めており、さらにまた、労働組合による専従役員の選出を阻止し、首相の事前承認を得た交渉単位の設立のみを許していることを想起し、

これら及びその他の労働者の権利侵害を糾弾した結社の自由委員会第 2723 号案件の勧告に留意し、

I L O 事務局長による社会対話への呼びかけに政府が応じていないことを遺憾とし、

かかる違反行為はフィジーにおける投資と雇用並びにその地域社会及び国際社会における立場に悪影響を及ぼし続けることを考慮し、

以上のような深刻な懸念事項に鑑み、アジア太平洋地域会議はフィジー政府の行為を強く非難すると共に、事務局長が以下を行うよう理事会が指示することを要請する。

1. フィジーの情勢を密接に監視し、フィジーの労働者の人権及び労働者の権利を保護するために介入すること。
2. とりわけ「政府に対し、事実を明確にし、政府が社会的パートナーと共に結社の自由原則に沿って適切な解決策を見出すのを支援することを目的とする同国に対する直接接触ミッションを受け入れるよう」求めることによって、第 2723 号案件に関する I L O の結社の自由委員会の勧告の完全なる履行を確保すること。
3. すべて人は、自国を立ち去り、自国に帰る権利を有すると謳う世界人権宣言に示されているように、フェリックス・アンソニーに課された移動制限を直ちに解除し、労働組合活動に関わる会合へ出席できるよう要求すること。